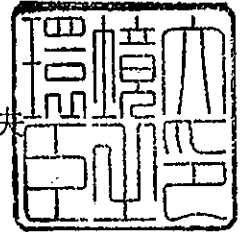




諮問 第 385 号
環自野発第 1410143 号
平成 26 年 10 月 14 日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣
望月 義夫



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 28 条第 9 項において準用する法第 3 条第 3 項の規定及び法第 29 条第 4 項において準用する法第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区等を別添案のとおり定めることについて、貴審議会の意見を求めます。

記

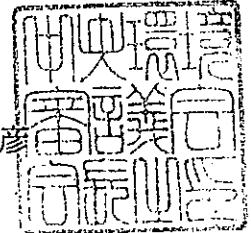
1. 国指定下北西部鳥獣保護区奥戸特別保護地区の指定について
2. 国指定下北西部鳥獣保護区下北西部特別保護地区の指定について
3. 国指定大鳥朝日鳥獣保護区大鳥朝日特別保護地区の指定について
4. 国指定瀬沼鳥獣保護区の指定について
5. 国指定瀬沼鳥獣保護区瀬沼特別保護地区の指定について
6. 国指定北アルプス鳥獣保護区立山特別保護地区の指定について
7. 国指定北アルプス鳥獣保護区北アルプス特別保護地区の指定について
8. 国指定北アルプス鳥獣保護区乗鞍特別保護地区の指定について
9. 国指定中海鳥獣保護区中海特別保護地区の指定について



中環審第789号
平成26年10月15日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



国指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（付議）

平成26年10月14日付け諮問第385号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会
に付議する。